

多田雅史

件名: 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.194】
添付ファイル: スモン判決の軌跡を辿る.pdf; 薬害を憲法の視点で検証する.pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約 400 力所へ BCC 送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HP の「お問合せ」をご紹介ください。
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS 拡散」してください。

【目次】

1. 日本国憲法第 17 条 (添付)
2. スモン訴訟の軌跡を辿る (太田幸夫) (添付)
3. ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟 (基本的な考え方)
4. 障害年金 (参考)
5. PDF 資料について (お知らせ)

【記事】

1. 日本国憲法第 17 条 (添付)

http://www.xn--vcs02wlddnbczo.biz/kenpou/kokumin/s_17.html

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E5%AE%B6%E8%B3%A0%E5%84%9F%E6%B3%95>

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

『日本国憲法第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。』

戦前の旧体制では、「国家賠償請求権」という概念はなく、多くの災禍を招いた。その反省から、日本国憲法が制定された際に、「国民の、国または公共団体に対する、国家賠償請求権について保障した規定」が設けられました。この憲法の規定により、これまで多くの薬害被害 (スモン、肝炎、エイズ、サリドマイド、他) の賠償請求が認められてきました。憲法記念日に際して、「国家賠償請求権」の重要性について再考したい。

現在、コロナ騒動により、緊急事態へ対応するためと称して、「憲法改正論」が与党などから出ている。しかしながら、元々、憲法改正は自衛隊の明記や 9 条改正問題が中心であり、コロナに便乗した憲法論議は邪道である。

日本国憲法は、思想・表現の自由などの自由権、生存権などの社会権、参政権、国・公共団体に対する賠償請求権などの受益権を基本的人権として保障している。しかしながら、生存権を害する薬害が、未だに多発している事態があり、憲法が基本的人権を保障できていない状況にある。その状況を放置しながら、緊急事態条項や 9 条問題を議論することは、対処する順番を間違えており、本末転倒である。優先して、基本的人権を救済・保護できる政策を進めるべきである。

特に、ベンゾジアゼピン薬害について、国家賠償請求権が適正に認められるべきであり、また、医療訴訟の勝訴率が極端に低いこと、PMDA の医薬品副作用被害救済制度の門戸の狭さなど、法律改正 (医療訴訟における立証責任の転換、PMDA 救済制度の拡張) が必要な事態が生じている。

さらに、薬害を反省する記念碑 (誓いの碑) が厚生労働省前に設置され、同省は『厚生労働省では、「薬害エイズ事件」の反省から、血液製剤による HIV 感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないように、その決意を銘記した「誓いの碑」を、平成 11 年 8 月 24 日、厚生労働省の正面玄

関前に設置しました。』としているが、ベンゾジアゼピンは 1980 年代には諸外国では薬物依存性が警告されていたにも拘わらず、我が国では「安全な薬」として広く汎用され、やっと、2017 年になって医薬品添付文書を改訂してしており、**海外の医薬品安全性情報が未だに生かされていない状態が継続しており、薬害エイズや薬害スモンとまったく同じ「薬物の医療事故」が繰り返されていることは、まことに忌々しき事態であり、国家賠償請求集団訴訟を通じて、国に対して、医療安全行政の抜本的な改革を求めて行きたい。**

2. スモン訴訟の軌跡を辿る（太田幸夫）（添付）

以下引用

『はじめに

本稿は、昭和 53 年から同 54 年にかけて全国の 9 地裁で言い渡された、いわゆるスモン判決について、その実体的側面、すなわち国家賠償責任に関する判断を主に比較考察するものである。これらの判決が言い渡されて以降、既に長年月が経過したが、スモン訴訟は事実認定及び法的判断のいずれにおいても複雑困難な薬害事件であり、薬害について製薬会社等及び国（旧厚生省所管）の損害賠償責任を断じた重要な裁判として、また、大規模訴訟の運営事例として未だに参考価値があると思われる。そこで スモン訴訟に至る経過を概観し、スモンの臨床及び病理、スモンの原因の解明、製薬会社等の損害賠償責任、国の損害賠償責任について、順次、各地裁判決の軌跡を辿り、損害賠償責任を認めるに至った判断内容を比較検討することとしたい（事実関係は、各判決の認定したところによる）。』としている。

ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟にも参考となるところが多いため、ご一読願いたい。

3. ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟（基本的な考え方）

当会は、「ベンゾジアゼピン薬害の国家賠償請求集団訴訟」を予定しており、被害者の皆さんの①診療録、②診断書の提出を期待している。しかしながら、多くの被害者が「ベンゾジアゼピン副作用」の診断書を受けることができずにいる。すなわち、ベンゾジアゼピンは、重い依存性があったバルビツール酸の後継薬として登場したため、日本では長きにわたり「ベンゾジアゼピンは依存性がない安全な薬」と誤解されてきたため、処方する医師ら（内科等の一般診療科医）はベンゾジアゼピンの副作用の重篤さを十分に理解していないか、または、処方した責任を問われること（注意義務違反）を回避するため、ベンゾジアゼピンの副作用であることを認めずに、別の疾患（自律神経失調症、うつ病、統合失調症、身体表現性障害等）などにすり替えることが日常的に行われている。

したがって、国家賠償請求集団訴訟は、広く被害者を救済するために、診断書がなくても、「一定量以上のベンゾジアゼピンを服用していれば、被害を認める」ことを目指さなければならない。よって、現時点では未定であるが、「ベンゾジアゼピン副作用」の診断書がない被害者も原告に加わるべきではないかと考えている。

4. 障害年金（参考）

障害年金の請求について、これまで複数回、ご案内してきたが、請求は「ベンゾジアゼピンの副作用」でなくとも請求できる。また、請求には時効があり、①基本権と②支分権に分けて審査される。①基本権は、日本年金機構は「やむを得ない事情により、時効完成前に請求をすることができなかった場合は、その理由を書面で申し立てていただくことにより、基本権を時効消滅させない取扱いを行っています。」としているため、いわゆる、障害認定日にさかのぼって「遡及請求」が認められることがある。一方、②支分権は、年金記録の消滅などの特別な事情がない限り、原則、5年の時効が援用される。したがって、障害発生日から相当の時間が経過しても、5年分の障害年金が支給される可能性がある。請求が複雑な場合は、社会保険労務士に相談することが重要である。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/kyotsu/shikyu-chosei/20140421-01.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-01.html>

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150514.html>

5. PDF 資料について（お知らせ）

当会がお送りしてる資料は、すべて PDF として添付している。その際、Adobe Acrobat Pro DC を使用しており、保護（印刷制限、複写制限、変更制限等）を PDF 資料にかける場合があります。また、ネット上の資料は、元から保護がかかっているものもあり、その場合はセキュリティーが効いているため、パスワード無しでは保護状態を変更することはできません。



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史